

まちなか居住推進事業補助金 (空き店舗等の利活用支援)

〈問い合わせ先〉
産業政策課
商業・中心市街地活性化推進室
電話：025-520-5734 (直通)

まちなかの空き家・空き店舗を商業施設や事務所とするためのリフォーム工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人及び団体

- ・補助対象区域内の移転でないこと
- ・過去に営業していた同一店舗における事業ではないこと
- ・空き店舗等の改装に関し、他の補助金を受けていないこと
- ・市税を完納していること

補助額、補助率

- ・1階店舗等…改装費及び設計費の合計額の1/2※(上限100万円)
 - ・2階等店舗等…改装費及び設計費の合計額の1/4※(上限50万円)
- ※1,000円未満の端数は切り捨て

必要書類

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・資金計画書
- ・改装に係る見積書の写し(2以上の市内の施工業者のもの) など

留意いただくこと

- ・空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている空き家・空き店舗が対象です。
- ・上越市中心市街地における空き店舗等利用促進補助金の対象区域は、本補助金の対象区域から除きます。
- ・1週間に5日以上営業し、営業日には午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業してください。
- ・開店後、3年以上営業することが条件となります。
- ・事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・補助金の交付は、一の補助対象者につき、一の年度当たり1回を限度とします。
- ・交付決定は、予算の範囲内で先着順となります。
- ・詳細は、交付要綱及び募集要領をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長

